

令和7年度 第1回

宇都宮市文化財保護審議委員会

日 時：令和7年8月8日（金）午後2時00分～午後3時30分

場 所：宇都宮市役所 議会棟 3階 第2委員会室



宇都宮市文化財保護審議委員会

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 宇都宮市指定文化財の指定に係る答申について
「伝聖観音菩薩立像」

資料 1 ～ 3

4 報 告

- (1) 令和 7 年度の主な文化財関係事業について

資料 4 ～ 5

5 その他

6 閉 会

宇都宮市文化財保護審議委員会委員名簿

部 会 名	氏 名	役職名等	備考
第1部会 絵 画 彫 刻 工 芸 品 書 跡	おおさわ けいこ 大澤 慶子	文星芸術大学 教 授	
	ほんだ さとし 本田 諭	根津美術館 第二課長	
第2部会 考古資料 史 跡	さいとう つねお 齋藤 恒夫	栃木県考古学会 会 員	
	やな き まこと 梁木 誠	栃木県考古学会 顧 問	
第3部会 歴史資料	たかやま けいこ 高山 慶子	宇都宮大学 准教授	
	こやなぎ まゆみ 小柳 真弓	栃木県立博物館 特別研究員	
第4部会 天然記念物	はやし てるたけ 林 光武	栃木県生物多様性 アドバイザー	
	あいざわ みねあき 逢沢 峰昭	宇都宮大学 教授	
第5部会 無形文化財 民俗文化財 建 造 物	お が わ きよし 小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 会 長	
	おおたけ あきのり 大嶽 陽徳	宇都宮大学 助 教	

2 議事

(1) 宇都宮市指定文化財の指定に係る答申について

①「伝聖観音菩薩立像」の答申について

ア 審議の目的

宇都宮市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、宇都宮市より諮問があった案件について、専門調査部会の調査結果及び意見をもとに検討し、宇都宮市指定文化財（有形文化財）として指定することが適当かどうか審議するもの

イ 諮問の概要

- ・ 諮問案件名 木造聖観音立像 資料 1
- ・ 諮問年月日 令和6年6月4日

ウ 諮問後の措置

宇都宮市文化財保護審議委員会にて受理し、第1専門部会が調査を実施

エ 専門調査部会による調査結果

宇都宮市文化財調書（写） 資料 2

オ 専門部会の意見

宇都宮市指定文化財に指定することが適当と考えられる。
指定名称は、「伝聖観音菩薩立像」とすることが適当である。

カ 答申書（案） 資料 3



宮文都第217-1号

令和6年6月4日

宇都宮市文化財保護審議委員会

委員長 大嶽 浩良 様

宇都宮市長 佐藤 栄
(魅力創造部文化都市推進課)

宇都宮市指定文化財の指定について（諮問）

下記の事項について、宇都宮市指定文化財指定に係る調査のため、宇都宮市文化財保護審議委員会へ諮問いたします。

記

1 対象文化財

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
木造聖観音立像	1 軀	宇都宮市徳次郎町 1173 番地	宇都宮市徳次郎町 1173 番地 徳次郎西根自治会

2 諮問の理由

本像は、徳次郎西根自治会が所有するもので、徳次郎西根公民館西側堂内に安置されている。

像高が 149.8 cm の一木造の彫刻作例である。手首先や足先などは後補とみられるが、ボリュームある頭体部や構造技法の特徴などから、平安時代前期に遡る可能性があり、詳細調査のうえ年代比定の必要がある。平安前期に遡ることが判明すれば、宇都宮や地域の歴史の上でも重要な歴史資料となる作例である。

今回所有者より、宇都宮市指定文化財指定申請書が提出され、上記のとおり文化財として重要であることから諮問するもの。

様式第 2 号

宇 都 宮 市 文 化 財 調 書

名 称 及 び 員 数	伝聖観音菩薩立像（員数 一軀 ）				
文 化 財 の 種 類	彫刻				
所 在 地	宇都宮市徳次郎町西根観音堂				
所有者又は管理者	氏 名	徳次郎西根自治会			
	住 所	宇都宮市徳次郎町1173番地			
年 代 又 は 時 代	10世紀末－11世紀初頭				
法 量 又 は 寸 法	単位(cm)				
	総高	183.5			
	像高	149.3	髪際高	130.8	
	頭頂(天冠台)一顎	20.7	面長	18.5	
	面幅	16.1	面奥	18.6	
	耳張（上）	20.2	耳張（下）	17.5	
	胸奥（右）	21.0	胸奥（左）	19.2	
	腹奥（衣含む）	24.0	肩幅	37.5	
	肘張	47.5	袖張	46.0	
	裾張	34.8	足先開（外）	25.0	足先開（内）
規 模 及 び 構 造	一木造				
作 者 名	不詳				
画賛・奥書・銘文	修理銘あり				
現 況					
形状					
本体 髻を結う。天冠台は紐一条・列弁形。天冠台上方の地髪部はあらわさない。鬢髪一条が耳をわたる。耳垂部不貫。裙を着け、襟付きで括り袖のネ蓋襠衣（がいとうえ）を右前に着けて腰紐を結び、その上に右腰までかかる条帛を懸ける。両手を屈臂し左手は腰脇で内側に向け全指を曲げ、右手は胸脇で掌を正面に向け全指を伸ばす。					
光背 円相光					
台座 下框・岩座・蓮台					
品質構造					
一木造。広葉樹材か。縦木一材から頭・体・両腕上膊・前膊までを彫出する					

頭体を通して木芯部を削りぬき、体部には背削りを施し背板材（上下二材）を充てる。背板材は体幹部材と同材とみられる。髻、天冠台の列弁部を刻む板材、ネ蓋襦衣両袖縁部、両手首先、両足先、台座に立てる柄を彫出した像底部材およびその周囲の小材は別材。像表面に布を着せ彩色を施す。

保存状態

髻、天冠台列弁部を刻む板材、ネ蓋襦衣の両袖縁部、両手首先、両足先、像底部材、表面仕上げ各後補。背板材二材はもと一材であったか。天冠台上の地髪部亡失。

光背、台座各後補。

銘記

台座上面左方から後方にかけて修理時の銘がある。

「喜観世音菩薩之御□／生道上人」

所 見	(指定の有無の理由等)
本像は聖観音像と伝わるが、襟付きのネ蓋襦衣（がいとうえ）を着け、その上に右腰までかかる条帛を懸ける、天部形と菩薩形の混交した特異な服制をとる。 本像のように髻と天冠台をあらわしほぼ同じ服制をとる作例に、京都・広隆寺薬師如来像（重文、8世紀末－9世紀前半頃）がある。こちらはさらに両肩に天衣もかける。同様に薬師如来の尊称で、条帛を懸けない天部形像であらわす例には、京都・薬園寺薬師如来像（10世紀前半）、同・西遊寺帝釈天像（八幡市指定）などがある。これらはいずれも、『文徳実録』（天安元年（857）10月15日条）が「薬師菩薩明神」と記す、神仏習合の過程で生まれた像と考えられている。なお、菩薩の尊称を持つ天部形像の例では、山梨・福光園寺香王観音立像（県重文）、県内の那須烏山・薬師堂の伝薬師三尊立像（市指定）両脇侍の日光・月光菩薩像などがある。 上記諸像に共通するのは、丸い顔に伸びのある眉、伏し目がちな両眼、短い鼻梁、小振りな口唇である。本像もほぼこれらの特徴に准じるが目の輪郭が若干不均衡で崩れている。また、上記諸像と比べると、頭部の奥行きが浅い点など時代の下降を示し、造立年代は10世紀末から11世紀初頭頃と考えられる。 本像の位置する徳次郎町「西根」の東北方向の「下町」に、薬師堂がある。本像が広隆寺像のような「薬師菩薩明神」と号する薬師如来像として製作され、薬師堂から移坐された可能性も考えられるが、判断する材料はない。観音堂の境内には「男体山石塔」〔文政4年（1821）〕、「白雲山石塔」（妙義山）、「石尊大権現石塔」（大山）があり、江戸時代のこの地における山岳信仰をしのぶことができ、本像の存在によってその起源を平安時代と想定することも可能である。本像は、平安時代前期の様式を伝え、神仏習合をあらわす像として、数少ない貴重な作例である。	
調 査 年 月 日	令和7年2月15日
調 査 担 当 者 氏 名	大澤慶子 本田諭

付近位置図及び案内図

位置図



案内図





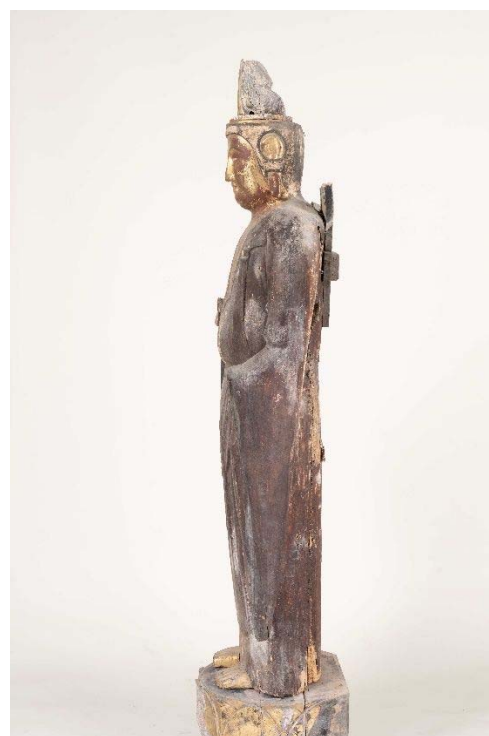
伝聖観音菩薩立像 全身正面



伝聖観音菩薩立像 背面



伝聖観音菩薩立像 右側面



伝聖観音菩薩立像 左側面



伝聖観音菩薩立像が保管されているお堂



伝聖観音菩薩立像 上部



伝聖観音菩薩立像 下部

(案)

資料 3

答 申 書

令和 年 月 日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 様

宇都宮市文化財保護審議委員会
委員長 梁木 誠

宇都宮市指定文化財の指定について（答申）

令和6年6月4日付「宇都宮市指定文化財の指定について」にて諮問のあった案件については、令和7年8月8日開催の文化財保護審議委員会にて調査審議した結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 下記の物件を、宇都宮市文化財保護条例第4条の規定に基づき、宇都宮市指定文化財に指定することを適当とする。

（1）名称又は員数又は種別

名称	員数	種別
伝聖観音菩薩立像	1 軀	有形文化財（彫刻）

（2）所在地 宇都宮市徳次郎町1 1 7 3 番地

（3）管理者の氏名および所在地

氏 名 徳次郎西根自治会

所在地 宇都宮市徳次郎町1 1 7 3 番地

1 令和7年度文化財関係年間事業計画について

(1) 令和7年度 文化財関係年間事業計画

1 文化財調査員活動	2 文化財保護審議委員会活動	3 文化財の調査	4 文化財の維持・管理	5 文化財の活用・啓発
(1) 会議 第1回 5月14日 第2回 11月11日 (予定) (2) 視察研修 11月11日(予定) ※第2回会議後に実施 (3) 調査 ・埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の現況確認 ・指定文化財の現況確認 ・文化財表示板の現況確認 ・新物件の発見 ・文化財関係資料調査 ※今年度は課題別一斉調査の予定はありません。	(1) 会議(期日) 第1回 8月8日 第2回 1月(予定) (2) 専門調査部会 ・各部会とも年間3回程度実施の予定	(1) 指定文化財・認定建造物・登録文化財候補物件の調査 (2) 指定文化財現況確認調査 (3) 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に係る取り扱い (4) 埋蔵文化財の発掘調査 (5) 埋蔵文化財の整理・報告 (整理・報告書作成, とびやま歴史体験館) (6) 重要遺跡に関する資料の収集 ・宇都宮城跡関連資料 ・多気城跡関連資料 ・上神主・茂原官衙遺跡関連資料	(1) うつのみや遺跡の広場の管理運営 (2) 飛山城史跡公園・とびやま歴史体験館の管理運営 (3) 長岡百穴古墳の維持・管理 (4) 瓦塚古墳群の維持・管理 (5) 塚山古墳群の維持・管理 (6) 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備 (7) 旧篠原家住宅の管理・運営 (9月～ 耐震工事のため休館) (8) 上河内民俗資料館の管理・運営 (9) 指定・認定文化財の修復 ・岡本家住宅維持管理事業 ・上籠谷のフジ保護増殖事業 ・本郷町の人形山車収蔵庫建設事業 (10) 天然記念物の維持管理 (11) 文化財表示板の維持・管理 (12) 説明板・囲柵等の修理 (13) 補助金の交付 ・指定文化財保存・修理 ・指定文化財保存愛護団体 (14) 文化財防火デーに伴う文化財火災消防訓練及び指定文化財予防査察の実施 ・消防訓練 日時: 令和8年1月27日 午後 1:30(予定) 場所: 西方寺 (上田原町1195) ・予防査察 日時: 1月下旬～ 地域: 宇都宮中央地区 (15) 市民遺産制度の運用	(1) 飛山城史跡公園・とびやま歴史体験館の活用事業 ※11月中旬～2月中旬まで空調改修工事のため閉館(予定) (2) 歴史文化財活用ネットワークの整備 ・「宇都宮の歴史と文化財」ホームページの管理・運営, メールマガジンの配信 ・宇都宮まちかど情報マップによる市内文化財の普及啓発 (3) うつのみや遺跡の広場の活用事業 ・キスゲまつり ・キスゲと遺跡の広場写真展 ・夏休み体験学習(土器作り) (4) 文化財の学校利用推進 ・郷土資料, 文化財の貸出 ・教科, 総合学習等の支援 ・社会科補助資料 「うつのみやの空襲」配布 (5) 旧篠原家住宅の活用事業 ・切り絵体験教室 ・古民家探検教室 ・展示・イベントのための施設貸出し ※9月1日～令和8年11月30日まで耐震対策工事のため休館(予定) (6) 宇都宮城址公園ガイダンス施設の運営 ・映像コンテンツの運用 (7) 上河内民俗資料館の活用事業 ・雛人形の展示 ・ミニ門松作り等 (8) 文化財展示施設スタンプラリー (9) 文化財表示板の活用・整備 (10) 文化財めぐりの実施 (11) 宇都宮市文化財ボランティア協議会との連携 (12) うつのみや新発見伝 ・近年の発掘調査結果等を公開 (13) 文化財普及啓発用出版物の発刊 ・文化財年報 ・各種文化財関係パンフレット (14) 全国史跡整備市町村協議会関係全史協 ・第60回大会 愛知県小牧市 (10月15日～10月17日) 関東地区史協 ・令和7年度大会 群馬県富岡市(7月15日) 栃木県史協 ・令和7年度大会 大田原市(8月予定) (15) 宇都宮伝統文化継承事業 ・11月23日 うるま市獅子舞フェスティバル参加 ・12月13日 伝統文化フェスティバルの実施 (16) 宮っ子伝統文化体験教室 (17) 宇都宮学研修 ・8月8日 市内小中学校教員対象 (18) 歴史文化基本構想の推進 (19) 日本遺産を通じた大谷石文化の魅力発信事業 (20) 文化的景観整備活用計画の策定 (令和7～8年度の2か年で実施) (21) デジタルミュージアムの構築

令和 7 年度埋蔵文化財関係年間事業計画について

【民間開発に伴う発掘調査】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	調査の原因	調査面積	備 考
1 岡本城跡・岡本城内遺跡													宅地造成のため	0.90ha	古墳時代の散布地，中世の城館跡
【試掘・確認・立会調査】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考		
1 民間開発に伴う調査													確認調査及び工事立会調査(令和5年度実績：75件→令和6年度実績：77件)		
2 新産業団地整備に伴う調査													確認調査（令和8年度に継続）		
3 開発事業者との調整													開発部局及び民間開発事業者との協議・調整 (令和5年度実績：照会件数 5,595 件→令和6年度実績：照会件数 5,942 件)		
【整理・報告書作成】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	調 査 の 原 因	作 業 内 容	作 業 場 所
1 猿山遺跡・西刑部西原遺跡													道路建設のため	遺物・図面整理，報告書作成	とびやま歴史体験館
【史跡等の保存・整備】	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	業 務 内 容		
1 根古谷台遺跡													保存活用計画策定懇談会，保存活用計画の内容検討，策定		
2 上神主・茂原官衙遺跡													保存整備委員会，史跡維持管理		